

## ○紀南地方老人福祉施設組合職員倫理規程

(平成16年6月9日)  
規程第4号)

改正 平成17年4月1日規程第3号 平成17年4月28日規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、紀南地方老人福祉施設組合職員が紀南地方老人福祉施設組合を組織する市町の住民(以下「関係市町民」とする。)全体の奉仕者であって、その職務は関係市町民から負託された公務であることにかんがみ、紀南地方老人福祉施設組合職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する関係市町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する関係市町民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する紀南地方老人福祉施設組合職員をいう。

2 この規程において、「利害関係者」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。)その他の団体及び個人であって、当組合が行う事務事業と直接的又は間接的に利害関係があるものをいう。

3 前項の法人その他の団体が、当該利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の「利害関係者」とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、関係町村民全体の奉仕者であり、職務上知り得た情報について、関係市町民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等、関係市町民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行にあたらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例若しくは職務命令により与えられた権限の行使にあたっては、当該権限の行使の対象となる者に贈与等を要求し、又は贈与等を受けること等、関係市町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(職員倫理委員会の設置)

第4条 職員倫理の適正な保持及び規律に実効を伴わせるため、本組合に職員倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長は副管理者をもって充てる。

(2) 委員は、次の職にある者をもって充てる。

事務局長、椿園長、百々千園長、椿園主任介護職員、百々千園生活相談員

3 委員会は、次に掲げる事項の調査審議及び啓発を行う。

(1) この規程の遵守に関すること。

(2) この規程の違反行為等の実態調査に関すること。

(3) 職員への倫理観の涵養及び啓発に関すること。

(4) 利害関係者への啓発等に関すること。

4 委員会は、必要に応じて開催し、委員長が招集する。

5 委員会の庶務は、事務局が行う。

6 前5項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(管理・監督者の遵守事項)

第5条 職員のうち、管理又は監督の地位にある者(以下「管理・監督者」という。)は、自らが率先して模範を示し、適正な服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分に自覚し、所属職員に対する指導監督を怠ってはならない。

- 2 管理・監督者は、第8条の報告が職員から行われないう場合及びこの規程に抵触する行為等が隠蔽されていることを発見したときは、職員に速やかに報告するよう指導するものとする。この場合、職員が指導に従わないときは、委員会にその旨報告するものとする。
- 3 管理・監督者は、この規程の遵守について、常に自戒し、併せて会議等の場を通じて相互の注意を喚起すると共に、研修等により職員の倫理観の涵養及び保持に努めるものとする。

(利害関係者との接触に当たっての禁止事項)

第6条 職員は、利害関係者と次の各号に掲げる行為、接触及び要求をしてはならない。

- (1) 会食(パーティを含む。以下同じ。)をすること。
  - (2) 遊技、スポーツ又は旅行をすること。
  - (3) 海外出張等に伴う餞別等を受けること。
  - (4) 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。
  - (5) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。
  - (6) 金銭(祝儀等を含む。)、小切手、商品券等の贈与又は貸付を受けること。
  - (7) 本来自ら負担すべき債務を負担させること。
  - (8) 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
  - (9) 適正な対価を支払わずに不動産、物品等の譲渡又は貸与を受けること。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、接待又は利益若しくは便宜の供与を受けること。
- 2 前項の規定については、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
    - (1) 事前に所属長に対し届出をし、その了承を得たとき。
    - (2) 家族関係、友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係のないとき。
    - (3) 多数の者が出席する立食パーティ(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。)に出席したとき。
    - (4) 職務上必要な催しに参加する場合であって、自己負担で対価を支払うとき。
    - (5) 公共的団体が行うもの又は社会奉仕の目的で開催された催しに参加するとき。
    - (6) 宣伝用物品又は記念品で、広く一般に配布するためのものを贈与、貸与されるとき。
    - (7) 職務として利害関係者を訪問したとき、やむを得ず当該事務所等の物品等を使用するとき。
    - (8) 社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を受けるとき。

(不当要求に対する措置)

第7条 職員は、利害関係者からの強要等、不当な要求に一切応じることなく、職務を公正に執行するものとする。

(職員の報告義務等)

第8条 職員は、第6条に規定する行為を利害関係者から働きかけられたとき、又は実際にその行為を受けたときは、直ちに返還、辞退するとともに、当該利害関係者名、内容及び対応した措置等について、贈答報告書(別記第1号様式)により所属長に報告しなければならない。

- 2 職員は、前条に規定する不当な要求を受けた場合には、直ちに当該内容を不当要求報告書(別記第2号様式)により所属長に報告しなければならない。
- 3 職員は、やむを得ない事情により第6条第2項第1号の届出をすることができない場合には、事後、速やかに所属長に報告しなければならない。
- 4 職員は、他の職員が、第3条及び第6条第1項各号の規定に違反していることを発見したときは、速やかに所属長に報告するものとする。
- 5 所属長は、第1項、第2項及び第4項の規定により職員から報告を受けた場合は、第4条に規定する委員会に報告しなければならない。

(違反行為に対する処分等)

第9条 任命権者は、職員がこの規程に違反した場合にはその違反の程度に応じ、法第29条第1項の規定に基づき懲戒処分をし、又は訓告等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成16年6月9日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規程第3号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月28日規程第10号)

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

別記第1号様式(第8条関係)

贈 答 報 告 書

年 月 日

殿

紀南地方老人福祉施設組合職員倫理規程第8条第1項の規程により、下記のとおり報告します。

所 属  
職氏名

Ⓔ

利害関係者から贈答のあった日	年 月 日
贈答の提供事業者等	
贈答の具体的内容	
贈答に対して行った措置	

別記第2号様式 (第8条関係)

不 当 要 求 報 告 書

年 月 日

殿

紀南地方老人福祉施設組合職員倫理規程第8条第2項の規程により、下記のとおり報告します。

所 属  
職氏名

印

不当要求のあった日	年 月 日	
不当要求を行った者	住 所	
	氏名 (屋号等)	
不当要求の具体的内容及びその時点で行った対応		